

教育委員会 平成 25 年度 1 月定例会会議録

○日時 平成 26 年 1 月 22 日（金） 9 時 30 分開会、10 時 30 分閉会

○場所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 山田委員長、朝比奈委員、下平委員、齋藤委員、安良岡教育長

○傍聴者 2 人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

(1) 委員長報告

(2) 教育長報告

(3) 課長等報告

ア 「学校防災マニュアル」について

イ 行事予定（平成 26 年 1 月 22 日～平成 26 年 2 月 28 日）

2 議案第 22 号 鎌倉市社会教育委員条例の一部改正の申し出について

山田委員長

定足数に達したので、定例会は成立した。これより平成26年度 1 月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。本日の会議録署名委員を朝比奈委員にお願いする。では日程に従い、議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

山田委員長

今月は年末年始で特に大きなことはなかったが、今年は甲午^{きのえうま}ということで午年の方はいらっしやるか。二人。九そろりと上手くいくということで、もう少し集めていい年にしていただきたいと思う。今月13日に成人の集いがあり、朝比奈委員、齋藤委員、教育長と出席していただいたが、いかがだったか。

朝比奈委員

昨年は大変な雪で、また雪だったらどうしようかと思ったが、幸い素晴らしい天気で交通の心配もなく行くことができたが、しかも私がぎりぎりに伺ったら入口付近を大勢の新成人の方々が入場するところに出くわしてしまった。去年は雪だったので、あまり大勢いるとい

うように感じられなかったが、今年はことのほか盛大に思え、中に入ったら騒がしいのかと思ひ少し構えてお伺いしたが、意外に大変静粛に、それを元気がないという風に受け取る方もあるかもしれないが、私は真面目に話を聞いてくれたように感じ、大変好感の持てる会になった。二部の方は拝見していないので、そこでどれだけの騒ぎになったかはちょっとわからないが。外には、入らないでわざわざ外で待ちうけている若い、先輩なのか色々な人がいて、楽しく喜んでいるのが伝わった。乱れた風ではないが、それなりに勢いも感じられるよるしい雰囲気であった。

齋藤委員

私も楽しみに参加させていただいた。正直、葉山の方の成人式には何回も出ているが、鎌倉の成人式、自分が教えた子どもが成人になったのを見たいという思いをずっと持ち続けてきた私だが、たまたま稲小で関わった子ども達が成人したということで、「先生、僕たち成人式なんだ。」と言ってくれたその時に、たまたまこういう御縁をいただいて、成長したその姿を拝見出来るというのがとてもうれしかった。当日伺ってその時の様子が、別のところだったので子ども達には直接会えなかったが、自分達が立派になったのだという思いを持っている子ども達の姿が素敵だったとことと、騒いだらどうしようというドキドキ感も非常にあったが、ぶつぶつしゃべっていると静かにして欲しいなという思いも持った。だが、実際に始まると、朝比奈委員もご挨拶をくださったが、その時のお話の内容に集中できた子ども達、成人した子ども達が立派に聞いている、話をするにはそんなに大事なことのだと、そんなことを強く感じた。併せて、幼い頃から、小学校低学年、また幼稚園からしっかり大人の話をする人の姿を見て、また眼を見て、しっかりと話を聞くのだという姿勢を育てていくことの大事さを改めて感じた。自由に気ままに好き勝手に生きる子ども達を育ててはいけない、というような事を感じながら、満足した一日をいただいた。

山田委員長

先日報道でもあったが、給食のパンを通じてノロウィルスが広がったというケースがあったが、鎌倉市の方は大丈夫か後ほど報告いただきたい。次に教育長報告をお願いします。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

新しい26年になり、定例校長会が1月14日にあった。その中に校長先生方をお願いしたことがあり、報告したいと思う。昨年12月に首都直下地震対策検討ワーキンググループというところから最終報告が出て、その中で関東大震災タイプの地震が発生すると、千葉県、神奈川県は津波の第一波が約7分位、8分後には第二波が5メートルくらい、最大で12メートルくらいの津波が来るとい報告があったので、これまで津波はもう少し時間がかかるのではと学校では判断をしていたが、かなり早い時間で、地震の発生場所によっては津波が来るといことで、津波に対する2次避難を考えている学校については、もう一度学校の中で避難計画について検討して欲しいとお伺いした。地域防災計画と比べると、浸水の地域については、これまでの鎌倉市の予想している範囲内だが、到達する時間がこれまでより早くなって

いる部分については、学校もこれに対応する避難計画を立てていかなければいけないと改めてお願いをした。

学務課担当課長

先ほど委員長の方からノロウィルスの話があったので、課長報告の前に、現状と行っている対策についてお話しさせていただく。ノロウィルスの関係で、浜松で1月16日に大量の1,000人くらいがかかったという報道で食中毒が発生したということを受け、我々もノロウィルスについては、通常学校給食の調理場については、国の方で手洗いマニュアルがあるとか、消毒とか洗浄のマニュアルがきちんと定められ、それを受けて鎌倉市としても学校給食の調理、衛生という冊子を作って、各学校で対応を図っている。これはノロウィルスだけでなく通常の食中毒の関係についても、手洗い等対応することにより予防しようということで行っている業務である。通常ノロウィルスは冬に発生するので、去年の11月や12月に我々の方から学校に引き続きマニュアルをきちんと励行するようにして、発生しないようにということに注意喚起をしているところだが、今回についても、こういう状況を受け、きちんと基本に立ち帰り対応するようにという通知を図ったところである。ただ今回のノロウィルスについては、原因が納入業者のパンであったという部分が我々の中で対応できない部分である。鎌倉の場合、パンについては県の給食会というのがあり、そこと各学校が契約した中で、いくつかのブロックに分けて業者がそこから発注して学校に配送しているという内容でやっている。こちらの業者については、県の給食会を通じて、今回の事例があるので、きちんともう一度衛生管理をお願いしたいということで、要望させていただいた。なおかつ、給食調理員と面談をする機会があるので、衛生の徹底というものを再度認識してもらいたいと我々の方からもお願いをしている最中である。基本に立ち帰り、手洗いうがい等の衛生管理は非常に大事であるので、その部分を各学校に引き続き徹底するというので、鎌倉の場合はおかげさまで今まで一度も食中毒をおこしていないので、未来永劫と言ってはおかしいがそういうことがないように対応できるように図っていきたいと考えている。

(3) 課長等報告

報告事項ア 「学校防災マニュアル」について

山田委員長

それでは次に課長等の報告に移る。まず報告事項の(ア)、学校防災マニュアルについて報告をお願いします。

教育指導課長

議案集1ページを開いていただき、学校防災マニュアルについて報告をさせていただく。平成23年7月に「学校における地震対応マニュアル」を作成し各学校へ配付した。各学校では、学校のマニュアルを見直し現在に至っている。その後、特別警報が創設されるなど、先ほど教育長報告にもあったが、首都直下型地震への対応など、今後の災害に備え、防災全般

に関するマニュアルも必要となってきた。そこで、平成24年8月に小・中学校教頭会、教職員各代表、教育委員会関係者からなる「学校防災検討委員会」を設置し「学校防災マニュアル」の検討を行ってきた。

お手元に配布させていただいた「学校防災マニュアル(案)」については、9ページから見ていただくと、先ほどの地震対応マニュアルに加え、風水害や火災についての対応、また13ページからは、災害時における鎌倉市の対応、また17ページからは避難所運営の支援体制等を加えて作成をしている。現在、学校や関係各課から意見をいただき、内容について調整を行っているところだが、委員の皆様にも内容等をご覧いただき、後日ご意見をいただきたいと思っている。それらを受け必要な修正を加え、2月の定例教育委員会で報告する予定としている。なお、その後この「学校防災マニュアル」については、市議会2月定例会の教育こどもみらい常任委員会に報告し、2月の下旬には、各学校へ送付する予定としている。併せて、教育委員会のホームページにも掲載する予定である。

下平委員

検討会での詳細に渡るご検討ありがたく思う。実際に3.11以降、仙台などの小中学校の先生方とお話する機会などもあったが、現実には先生方の判断により結果がよく出たり、あるいは最悪の事態を招いたりということも色々な場面であったように聞いている。実際にそういうことが起こった時に、その時の判断は本当に難しいかとは思いますが、日頃からこういうものを心して、色々なことを想定しておくということがその時の迅速な判断につながると思うので、私どももこれをもう一度じっくり拝見して感じるものがあればお伝えしたい。これからも折に触れ、先生方の意識向上に努めていただきたいと心から思う。

山田委員長

ひとつ質問だが、こちらのマニュアルを受け実際どのように対応するか、もうちょっと実質的なシンプルなマニュアルというのはこれを受けて各学校で作成するのか、別のものがあるのか教えていただけるか。

教育指導課長

こちらは教育委員会として全般的な情報になるので、これを受け、すでに各学校が持っているマニュアルをもう一度見直し検討を進めていくことになり、学校で作成する場合、学校の児童、生徒、地域に沿ったマニュアルが細かく作られるという流れになっている。

朝比奈委員

3月11日の時に、突然の事で、たまたま鎌倉に来ていたよその学校さんを避難誘導して、私が聞いたのは御成小学校だったが、大勢の方が避難したと聞いているが、そういう時にあまりにも突然の事で、例えば職員の方のどなたがそこに行き鍵を開けるとか、何かを手配するとか、そういうことが本当に不意打ちのように災害は起こるわけなので、担当している方がたまたま不在だったりしたらその次は誰なのか、学校ごとに施設ごとに取り決められていると思うが、マニュアルと事細かに書かれていると精読するのも大変だとは思いますが、シンプルに当然なさっていると思うが、どなたが担当しても理解できるようなルールがより充実で

きていると安心できる。一瞬の判断が明暗を分けるというのも、あまりにも悲劇につながってしまった例があるので、そうなってはいけない。よしんばそういうことが起きてしまったとしても、最善を尽くしたと言えるような、そういうルール作りが出来ていると担当する方々も、ストレスにならずに安心してそれに集中できるのではないかと思う。

教育指導課長

少しそこに触れさせていただくと、マニュアルの3ページをご覧くださいと、学校災害対策本部ということで、名称等は各学校で違うが、まず学校にはこういった組織がきちんと設定をされている。併せて、17ページに避難所が設営された場合にということで、ちょうど真ん中の右側に、上から矢印が下りている四角割（役割分担、例）とあるが、これは市の方で避難所を開設をすると、市の職員が中心となり行うものだが、その時に学校の役割分担と市の役割分担がどうリンクするかということもここで設定をしていく。併せて、確かにこのマニュアルについては網羅的にすべての事があるので、今回37ページから、各校長、教頭、担任、養護教諭、こういったそれぞれが簡単なシートを作ると、自分がその時どういった動きをしたらいいかの例示もアクションカードとして出しているの、これを一冊、前半の文字だけの所で起きた時にどこだというより、各担当がどういった動きをするのかということもここでは盛り込んである形で今回は出している。

下平委員

先ほども拝見し、アクションカードはすごくいいと思ったが、これに関しては今まではなかったのか。

教育指導課長

市としては、こういったものは特に提示していなかった。学校によってはこういったものを整理しているところもあり、実はこのあたりも学校から意見をいただいた部分もあり、具体的なものを今回明示しているの、こういったものを各学校が普段から整理をしていくというのが大事かと思っている。こういったものを進めていきたいと考えている。

下平委員

例えばこういったものをネームカードに入れるとか、或いは机の上に常時あり何気ない時にふと目につくとか、そういうことをしておくとも非常に行動が早くなると思う。このようにいいものがあったとしても、実際にやるかということ、なかなかその機会や時間がないとやらないものだと思うので、例えばそういう対策週間みたいなものを作り、各学校ちょっとした時間にそれを作る、各人がそれを作る時間に充てるとか、何かそういう時間を設けたりすると、かなり具体的に機能し始めるのではという気がする。

教育指導課長

なかなか学校がゼロからスタートするとなると厳しい部分もあるので、こういったものを電子データで各学校へ提供し、少しずつ学校に合わせこれを加工していく、というようなところのやりとりもできるよう考えている。

山田委員長

今、下平委員が言ったことと重なるが、このアクションカードの部分とか、実際に起きたときにそれをぱっと見て柱にして動けるような一覧のような、例えば誰がどこで何をしている、それがどうなされているのか、きちんとチェックできるような一覧図みたいなものももし冒頭にあると、より実質的に活用できるのではと思う。非常に中身が濃いを読むだけでも正直結構なボリュームなので、実質的な活用がし易い方法にもう少ししていただくとありがたい。一目でその時にしなければいけないことが網羅されているようなものがどこかにあるといいと感じた。

教育部次長兼教育センター所長

学校にいたものとして、これは新しいものだが、前回の防災マニュアルがやはり教育委員会の方から電子データとして学校に送られてきているので、学校としてやはりマニュアルは作って終わりではなく、活用しないことに越したことはないが、活用するために日頃から目にして一人ひとりの教員が動けるようにというのが大事だと思う。学校として非常に送られてきてありがたかったのは、6ページのようなフローの図である。学校としてはここに教員の名前を入れて、何先生はこういうことをするというような事や、段階的に時系列でこういうようになっているので、これを大方の学校は職員室に拡大コピーをして貼っている。こういう冊子だと、本棚に差し込みそれで終わりだが、色々な意味で救急対応であるとか、地震の災害の対応というのは、ない方がいいのだが、貼っておいて日頃から目にする、何気なしに見ていると、全員の職員がこういう風に次は動くのだ、というのが分かっていくと思うので、そういう対応を学校は心がけている。教育委員会としてはそういうような形で大本のものを提供して、活用についてはそれぞれの学校が考えていくというように考えている。

(報告事項アは了承された)

報告事項イ 行事予定(平成26年1月22日～平成26年2月28日)

山田委員長

次に報告事項のイ、行事予定についてだが、記載の行事予定について、特に伝えたい行事などがあれば願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

行事予定について、議案集2ページから4ページをご参照いただきたい。生涯学習センターや、図書館主催による各種講座等が記載のとおり予定されている。

質問・意見

特になし

(報告事項イは了承された)

2 議案第22号 鎌倉市社会教育委員条例の一部改正への申し出について

山田委員長

日程の2、議案第22号「鎌倉市社会教育委員条例の一部改正の申し出について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

議案第22号、鎌倉市社会教育委員条例の一部改正への申し入れについて、提案理由の説明をする。議案集は5ページから7ページを参照いただきたい。平成25年6月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(いわゆる第3次一括法)が成立したことに伴い、「社会教育法」の一部が改正された。この改正ではこれまで、社会教育法の中で規定されていた社会教育委員の委嘱の基準を、市の条例で定める事が規定された。議案集7ページの新旧対象表を参照いただきたい。右側の改正案の第3条、この基準を新たに加えた。委嘱の基準を条例で定める際には、文部科学省令で定められた基準を参酌するものとし、この参酌すべき基準では、「社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。」と規定されていることから、これと同じ内容にするとともに、その他の関連項目の文言を整理するものである。なお、この委嘱の基準は、現行の社会教育法に定める基準と同様である。また、委員の定数については、状況に応じて柔軟な対応ができるようにするため、「10名とする。」から「10人以内とする。」に改める。以上のことに関し、条例の改正を行うことについて、鎌倉市長に対し申し出を行うものである。なお、施行は、平成26年4月1日からとする。以上で説明を終わる。

質問・意見

(採決の結果、議案第22号は原案どおり可決された)

山田委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。これで1月定例会を閉会とする。